

平成30年度から平成31年度までの
安達地方減容化処理事業に伴う搬入道路整備工事

特 記 仕 様 書

環境省福島地方環境事務所

1 総則

(1) 目的

環境省及び安達地方広域行政組合は、福島県安達地方において発生した放射性物質に汚染された廃棄物の処理を行うために必要な仮設焼却施設、仮設灰保管施設、管理棟等の設備、機器、構造物及び建築物（以下これらを総称して「仮設処理施設」という。）を整備し、当該廃棄物の処理を行う予定である。

廃棄物の処理のためには、仮置場等から処理対象物を仮設処理施設まで収集・運搬の必要があるが、県道62号原町二本松線の二本松市戸沢地内は狭隘となっており、通行の支障となっている。

そのため、本工事は、収集・運搬車両が円滑かつ安全に通行可能となるよう、道路法第24条（昭和27年法律第180号）を適用し、上記の路線の道路を整備するものである。

(2) 適用範囲

1) 本工事の施工に当たって受注者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、本特記仕様書のほか、東北地方整備局土木工事共通仕様書（平成29年4月東北地方整備局）及び福島県土木工事共通仕様書（平成29年10月福島県）（以下「共通仕様書等」という。）を適用するものとする。

2) 共通仕様書等の適用は、東北地方整備局土木工事共通仕様書、福島県土木工事共通仕様書の順に優先させることとするが、品質管理及び出来高管理等は福島県土木工事共通仕様書の土木工事編Ⅱ（土木工事施工管理基準及び規格値）を優先させることとする。

東北地方整備局土木工事共通仕様書と福島県土木工事共通仕様書に異なる規定又は仕様がある場合は、扱いについて監督職員と協議することとする。

共通仕様書等が改定された場合は、原則として改定された共通仕様書等を適用するものとする。

また、共通仕様書等の適用に疑義がある場合は、受注者は監督職員と協議するものとする。

3) 受注者は、施工に当たって入札時の技術提案（施工計画）の内容を遵守しなければならない。

(3) 工事目的物

施設名称	安達地方減容化処理事業に伴う搬入道路。
施工場所	福島県二本松市戸沢字熊ノ久保 地内。
概要諸元	道路延長約660m、幅員8m、道路区分3種3級。
附帯工事	現道県道付替工、水路付替工、機能補償農道整備等。

(4) 工期

契約締結日の翌日から平成31年11月29日（金）までとする。

(5) 工事完了後の道路管理者への引渡し

本工事は、工事完了後に道路管理者（福島県。ただし、現道県道付替え道及び機能補償農道については二本松市。）へ引渡しすることを前提とした工事である。

受注者は、工事の一般（出来形、使用材料、品質管理の状況、施工管理の状況等）について道路管理者より説明を求められたときは、これに応えなければならない。

(6) 主任（監理）技術者等の資格

1) 本工事の主任技術者又は監理技術者の配置に当たっては、「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年国土交通省総合政策局建設業課）」によらなければならない。

- 2) 本工事の主任技術者又は監理技術者は、競争参加資格確認資料に記載した者を配置させるものとする。ただし、配置技術者を変更する場合は、発注者の承諾を得て、本工事の入札説明書に定められた配置予定技術者にかかる全ての条件を満足し、かつ当初の配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- 3) 主任（監理）技術者の途中交代が必要と認められる場合としては、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載の、真にやむを得ない場合のほか、「妊娠、産前・産後休業、育児休業、介護休業」を含むものとする。

(7) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は、次の1)～5)に掲げた期間とする。

- 1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と書面により協議するものとする。
- 2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は支障移転の対応が未了等により、工事を全面的に一時中止している期間で、発注者が専任を要しないと判断した期間。
- 3) 工場製作のみが行われている期間で、発注者が専任を要しないと判断した期間。
- 4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。
なお、検査が終了した日は、発注者が検査合格通知書で完成検査の合格を通知した日とする。
- 5) 1)～4)のほか、発注者が専任を要しないと判断した期間。

(8) 総価契約単価合意方式について

本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

(9) 品質証明

- 1) 本工事は、「品質証明制度適用工事」とする。
- 2) 品質確認は、東北地方整備局共通仕様書3-1-1-8(1)による時期のほか「施工計画書作成時」について行うものとする。

(10) 委託監督員

- 1) 本工事は、委託監督員を配置する工事である。
- 2) 本工事を担当する担当技術者（委託現場技術員）については、監督職員から通知する。
- 3) 受注者は、発注者より委託監督員の配置が通知された場合には、次の各号によらなければならない。
 - ① 委託監督員が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、これに協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。ただし、委託監督員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。
 - ② 監督職員から受注者に対する指示又は通知等を委託監督員を通じて行った場合は、監督職員から直接指示又は通知等があったものと同様とする。
 - ③ 監督職員の指示により受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、委託監督員を通じて行うことができるものとする。

(11) 監督職員の指示等

- 1) 監督職員は、契約書第9条第2項の規定に基づく権限の行使に当たり、受注者に口頭により連絡したとき又は受注者から口頭により連絡を受けたときは、その内容を書面に記載しておくものとする。
- 2) 監督職員及び受注者は、1)に基づき記載した連絡について、後日その書面に記載したものを双方で突き合わせるものとする。

(12) 履行条件

本工事の履行条件を次のとおり規定する。

1) 損害賠償

受注者の責に帰すべき事由により生じた損害は、全て受注者の負担により賠償するものとする。

受注者は、作業遂行中に事故、火災等が発生した場合は、消防署等の関係機関に連絡した上で、速やかに環境省担当官に報告するとともに、損害賠償責任その他一切の責を負ってその処理にあたるものとする。

2) 遵守事項

受注者は、業務の履行に当たっては関係法令を遵守すること。また、環境省担当官が作業等に係わる特別な指示をした場合はこれに従うこと。

なお、業務実施の過程で、障害又は疑問が生じた場合は、速やかに環境省担当官と協議すること。

(13) 守秘義務

- 1) 受注者は、本工事の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2) 受注者は、本工事の結果（本工事の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 3) 受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を施工計画書に記載される者以外には秘密とし、また、本工事の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4) 受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を本工事の終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5) 取扱う情報は、本工事のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- 6) 受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報について、本工事完成時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7) 受注者は、本工事の遂行において貸与された情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

(14) 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- 1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- 2) 受注者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において受注者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- 3) 受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生

したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- 4) 受注者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において受注者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- 5) 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

(15) 疑義

本工事中に疑義を生じた場合は、その都度書面にて監督職員と協議し、指示に従うとともに、協議記録を監督職員に提出し、承諾を受けること。

2 工事共通事項

(1) 工事基準点

工事基準点については監督職員から別途指示する。

(2) 施工期間中の法定外公共物の扱い

法定外公共物（通称、青水路又は赤道等。）に関する申請手続（公共物使用許可申請手続）は環境省にて行うが、環境省担当官が必要とした場合は、受注者は環境省担当官に申請書類等の作成の協力を行うとともに、関係機関への協議に同行すること。

任意仮設の範囲において法定外公共物への影響等がある場合については、受注者により手続等の措置を行うこと。

(3) 支障移転（東北電力電柱）の扱い

測点N0.30付近に東北電力電柱（花作線28東5。また、NTT線が添架されている。）があるが、支障移転対応を環境省が行う。移転完了は平成31年3月の予定である。

(4) 施工期間中の田畑への用排水の扱い

工事用地隣地の田畑は工期中の耕作等の利用の予定はない。ただし、測点N0.33付近（終点付近）の田は稲作の利用があるので用排水に影響がないようにすること。

用排水の切替えを行う場合は、監督職員と協議の上実施すること。また、必要に応じて用排水管理者の立会を求めること。

なお、地元関係者より耕作の希望が出された場合は、監督職員と協議すること。

(5) 施工期間中の田畑への地権者立入りの扱い

工事用地隣地の田畑は工期中の耕作等の利用の予定はない。ただし、測点N0.33付近（終点付近）の田は稲作の利用があるので立入りに影響がないようにすること。

また、施工期間中に工事用地隣地の田畑へ立入り用の仮設道路等を設ける必要はないが、地元関係者から立入り等の希望が出された場合は、これに協力すること。

なお、地元関係者より耕作の希望が出された場合は、監督職員と協議すること。

(6) 土壌汚染対策法に基づく手続

土壌汚染対策法（平成26年改正法律第51号）に基づく手続は環境省にて行う。

(7) 田畑の表土の扱い

田畑の表土は畔工、平場盛土工として利用すること。

(8) 建設発生土の扱い

1) 掘削（作業用土工を含む。）により発生する土砂及び発生残土は、工事用地内の盛土等に可能な限り利用するものとする。土質条件が盛土等に適さない場合等については、受注者は監督職員と協議すること。

2) 残土が発生した場合は、受注者により処分することを前提としている。残土処理において監督職員から指示がある場合は、必要に応じて設計変更の対象とする。

(9) 伐採及び伐根の扱い

伐採及び伐根の発生木材は産業廃棄物として適切に処分すること。ただし、監督職員より伐採木の扱いについて指示を受けた場合は、その指示に従うこととする。

なお、監督職員の指示内容により別途作業等（指定した場所への運搬等。）がある場合は、対応方法等を協議の対象とし、必要に応じて設計変更の対象とする。

(10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条通知完了連絡書の送付

受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手するものとする。

なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

(11) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、下表を想定しているが、工事発注後明らかになった事情により予定した条件によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

ただし、条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。

【表】分別解体等の工法

工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程毎の作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(12) 供用開始について

1) 切土部における現道県道付替え道の一般交通の通行開始は、平成31年1月下旬頃を予定

- するが、道路法第24条の行為が継続する間は、工事による迂回路として扱うこととする。
- 2) 新設道路本線の供用開始は、平成31年8月中旬頃とし、具体の供用日については監督職員と協議すること。
 - 3) 現場の状況の変化等により供用予定が大きく変更となる場合、受注者は供用開始の時期について、監督職員の指示を受けること。
 - 4) 供用開始に当たっては、道路管理者の立会を行うとともに、受注者は、工事の完成状況（出来形、使用材料、品質管理の状況、施工管理の状況等）を求められたときは、これに応えなければならない。
- (13) 現道県道付替え道の維持管理
切土部における現道県道付替え道の維持管理は、受注者において行うこと。
なお、維持管理方法及び補修方法等については、発注者より指示することとし、必要に応じて設計変更の対象とする。
- (14) 工事のために迂回路を設ける場合
工事のために迂回路を設け一般交通を通行させる場合は、事前に監督職員及び道路管理者に協議し、必要な手続を行わなければならない。
- (15) 工事の下請負
工事の下請負については、東北地方整備局共通仕様書1-1-1-9「工事の下請負」によるほか、下記を追加する。
・下請負者が環境省及び福島県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (16) 監督員による確認及び立会等
監督員による確認及び立会等（段階確認を含む。）は福島県共通仕様書1-1-23「監督員による確認及び立会等」のとおりとする。
- (17) 休日作業届
1) 作業日は原則として月曜日から土曜日とし作業時間は8:00～18:00とする。
2) 日曜、祝祭日又は1)に示した作業時間を延長して作業を行う場合は、事前に休日作業届を環境省担当官に提出し、承諾を得ること。
- (18) 事故報告書
受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式で、指示する期日までに事故報告書を提出しなければならない。
- (19) 関連工事
契約書第2条に規定する関連工事は安達地方における農林業系廃棄物等処理業務（減容化処理）である。工事期間が重複すること、工事用地の一部が重複すること、工事作業の動線が重複すること、また、排水構造物が重複することから、発注者は施工についての調整を行うものとする。また、受注者は発注者の調整結果に従わなければならない。
なお、調整の結果、設計内容に変更が生ずる場合は協議するものとし、必要に応じて設計変更の対象とする。
- (20) 道路法第24条の手続
道路法第24条の手続については環境省にて行うが、環境省担当官が必要と判断した場合

は、受注者は環境省担当官に申請書類等の作成の協力を行うとともに、関係機関への協議に同行すること。

(21) 地元説明

- 1) 受注者は、着手前に地元説明を行うこと。説明事項は工事工程、工事方法、安全対策（公衆災害対策）、連絡体制、その他監督職員の指示するものとする。
- 2) 地元説明の説明場所を用意する必要がある場合は、場所、その他（机、ホワイトボード等必要と思われるもの）を受注者において準備すること。
- 3) 受注者は、地元説明会を開催した場合、出席者確認を行うほか、質疑等の記録をとること。

(22) 環境省への支援

関係機関、地元等へ環境省担当官が協議、説明等を行う場合において、環境省担当官が必要と判断した場合は、受注者は資料の作成、同行等の協力をする。

(23) 除染特別地域等における作業

- 1) 受注者は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第101号）」（以下「汚染対処特措法」という。）第25条第1項に規定する除染特別地域又は第32条第1項に規定する汚染状況重点調査地域（放射線量が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の地域）（以下「除染特別地域等」という。）において作業する場合は、作業場所の空間平均線量率を確認するとともに、土壌等を取り扱う場合は、土壌等の放射能濃度を確認すること。
- 2) 受注者は、特定汚染土壌等取扱業務又は特定線量下業務を行う場合は「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）」、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成23年厚生労働省）」及び「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成24年厚生労働省）」に基づき、放射線障害防止のための措置を講ずること。
- 3) 受注者は、特定汚染土壌取扱業務又は特定線量下業務を行う場合は、放射線障害防止のための措置について施工計画書に記載すること。
- 4) 放射線障害防止の措置を講ずることにより生じた資材及び測定にかかる費用は、発注者の負担とし設計変更の対象とする。

(24) 成果品の納品

成果品は次の1)～2)とする。

1) 工事完成図書

工事完成図書を成果品として納品すること。工事完成図書は東北地方整備局共通仕様書のとおりとする。成果品は3部とする。

なお、東北地方整備局共通仕様書の適用によりがたいものについては、監督職員と協議すること。

2) 業務年度別計画書及び業務年度別報告書

業務年度別計画書及び業務年度別報告書を成果品として納品すること。作成及び提出方法は「4 平成30年度以降各年度の年度業務計画書の作成・提出要領」及び「5 平成30年度以降各年度の業務報告書の作成・提出要領」とおりとする。

3 施工条件等

(1) 土工

- 1) 掘削土は、原則として盛土工に流用すること。
なお、事前に盛土材として利用可能かどうか土質試験を行い、監督職員の確認を得ること。
- 2) 盛土工の土材料が不足する場合は、購入土とする。
- 3) 当初設計においては、数量総括表に示す土量を購入土として想定している。土量が数量計算書と異なる場合は協議することとし、必要に応じて設計変更の対象とする。
- 4) 購入土の場合、粘着力は5 kN/m²以上、かつ、内部摩擦角30度以上とすること。

(2) 無筋・鉄筋コンクリート

1) 配合

下記工種のコンクリートは、レディーミクストコンクリート標準仕様基準（東北地方整備局ホームページ参照）の次の規格によるものとする。

工 種	区分番号	呼び強度 (N/mm ²)	摘要
擁壁工 (無筋コンクリート部)	②	18	高炉セメント (B種)
排水構造物工 (無筋コンクリート部)	②	18	高炉セメント (B種)

2) スランプ値

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工に当たっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年国土交通省）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定することができる。

ただし、一般的な鉄筋コンクリート物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とし、レディミクストコンクリート標準仕様基準（平成29年国土交通省）によるものとする。「一般的な鉄筋コンクリート構造物」とは、コンクリート舗装工、場所打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工を除く。

なお、適用する場合は事前に監督職員と協議すること。

(3) 一般材料

1) 再生資材

受注者は下表の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

材料名	規格	使用箇所
再生加熱アスファルト	再生密粒度 As13F	現道県道付替道
再生クラッシャーラン	R C - 40	下層路盤 基礎碎石

受注者は、アスファルト混合物を使用するときは、品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けること。ただし、事前審査制度の認定混合物を除く。

資材の使用について、監督職員より規格又は使用箇所の変更指示がある場合は設計変更の対象とする。

2) コンクリート副産物から再生された資材

(ア) コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準（平成28年国土交通省技術基準）」によるものとする。

(イ) 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

(ウ) 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

(エ) 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。

なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

(オ) 再生骨材コンクリートの配合については、東北地方整備局土木工事共通仕様書第1編 1-3-3-3 配合に従うものとする。

3) 注入目地材及び目地板

工事に使用する目地板は樹脂発泡体（15倍発泡）厚さ10mmとし、小段排水工及びたて溝工のシールコンクリートに適用する。

(4) 現道県道部の掘削時の留意事項

現道県道部脇の法面を掘削する際は、現道県道の一般交通の安全を確保する対策を施すこと。また、受注者は道路管理者へ安全対策について協議を行わなければならない。

(5) 防護柵設置工の施工における出来形確保対策について

1) 受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。

2) 受注者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

3) 受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。

4) 非破壊試験による出来形管理に当たっては、非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)に従い行う。

5) 非破壊試験費用については見込んでいないが、非破壊試験による出来形管理を行うとした場合は、監督職員と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とする。

(6) 種子吹付工

種子の草種及び配合については監督職員の承諾によるものとする。

施工後、発芽不良又は発芽後枯死した場合等は受注者の責任において手直しを行うものとする。

受注者は、植生工の施工後、適正な時期に成果を判定し、その結果を監督職員に報告しなければならない。

(7) 舗装

1) 舗装計画は、「福島県土木設計マニュアル【道路編】」に準拠する。

2) 設計CBRは6%としている。

3) 掘削工部（切土工部）は路床完了時にCBR試験を行うこととし、舗装構成の協議を行

うこととする。盛土工部において現場CBR試験を監督員から指示された場合は、受注者はCBR試験を行うこととする。

なお、監督員からの指示に基づいた盛土工部の現場CBR試験については、設計変更の対象とする。

- 4) 凍結深さは38cmとする。
- 5) 舗装設計に用いる耐用年数は10年とする。
- 6) 交通量区分はN3とする。
- 7) 信頼度は90%とする。

(8) 区画線の設置

- 1) 区画線の設置に当たっては、事前に道路管理者及び公安委員会の立会を行わなければならない。
- 2) 路面標示用水性塗料については、揮発性有機性溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

(9) 舗装の切断作業時に発生する排水の処理

- 1) 受注者は、舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。
また、受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成27年改正法律第58号）」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供するものとする。
- 2) 当該排水の処理に関し、排水量、処分量に変更が生じた場合、受注者は排水量、処分量（産業廃棄物管理票（マニユフェスト））等を取りまとめるうえ、監督員と協議を行い設計変更の対象とする。
- 3) 当該排水の処理の運搬に関し、受注者自らが運搬することを想定しているが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
- 4) 受注者は、当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施すること。
- 5) 品質管理（検査含む。）時に実施するコア抜きなどコンクリート及びアスファルト舗装版の削孔作業時に発生する排水の処理については、本章の対象外とするが、受注者において適正に処理を行うこと。

(10) 現場発生材

現道県道に設置されているガードレール等の道路財産を撤去した場合は、撤去物の扱いについて監督職員の指示に従わなければならない。

なお、撤去物については二本松市内の資材置場（福島県二本松土木事務所等）への運搬となる見込みである。運搬方法等については監督職員と協議するものとし、必要に応じて設計変更の対象とする。

(11) 境界杭

- 1) 本工事において、境界杭の設置を予定している。境界杭の規格、数量等が数量総括表と異なる場合は監督職員と協議することとし、必要に応じて設計変更の対象とする。
- 2) 境界杭の施工にあっては下記に留意すること。
 - ① 受注者は、境界杭及び境界鋸の施工に当たっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するように施工しなければならない。
 - ② 受注者は、境界杭及び境界鋸の施工に当たっては、設置後動かないよう突固め等の

処理を行わなければならない。

- ③ 受注者は、境界の施工前及び施工後において、必要がある場合は、道路管理者又は近接所有者の立会による境界確認を行うものとし、その結果を監督職員に報告しなければならない。
- ④ 受注者は、施工に際して道路管理者又は近接所有者と問題が生じた場合、監督職員に報告するものとし、その処置について協議しなければならない。

(12) 交通誘導員

本工事における交通誘導員は数量総括表の員数を想定している。交通誘導員の数量等が数量総括表と異なる場合は監督職員と協議することとし、必要に応じて設計変更の対象とする。

(13) 現場内除雪及び現道県道部の除雪

本工事において除雪（現場内除雪及び現道県道部の除雪。）は当初設計に計上していない。除雪が必要な場合は協議の対象とし、必要に応じて設計変更の対象とする。

(14) 防塵対策等

道路土工の土砂の搬入・搬出に伴い必要となる防じん対策及び路面汚損対策については当初設計に計上していない。対応方法等について別途協議の上、設計変更の対象とする。

(15) 仮設ガードレール

仮設ガードレール（No. 25+16、L=5.00。）は当初設計に計上していない。仕様詳細が決まり次第、設計変更の対象とする。

(16) U字溝用グレーチング蓋

U字溝用グレーチング蓋（No. 24+19.9、L=19.00。）は当初設計に計上していない。仕様詳細が決まり次第、設計変更の対象とする。

(17) しま鋼板の扱い

集水橋にしま鋼板を使用する場合は、監督職員と協議することとし、設計変更の対象とする。

(18) 予期しない湧水等の処理

予期しない湧水処理等の対応については協議の対象とし、必要に応じて設計変更の対象とする。

(19) 現場発成品

現場発成品（ガードレール等の道路施設）の運搬は当初設計に計上していない。運搬方法決定後に協議を行い、必要に応じて設計変更の対象とする。

(20) 工事着手時の道路状況の撮影

工事による現道への影響を明確にするため、工事着手前に現道県道の道路状況を写真に撮影し、監督職員に提出しなければならない。

4 平成30年度以降各年度の年度業務計画書の作成・提出要領

(1) 受注者は、契約締結後14日以内に平成30年度業務計画書を作成し、環境省担当官に提出すること。平成30年度年度業務計画書は環境省担当官の承諾を得るものとし、以下1)～15)の事項を参考に具体的な内容を記載すること。平成30年度以降も、以下1)～15)の事項を参考に平成30年度と同様に年度業務計画書を作成し、各年度業務開始時まで環境省担当官に提出し、承諾を得ること。受注者は、年度業務計画書を遵守し業務に当たること。

なお、該当のない事項については記載しなくともよい。

- 1) 工事概要
- 2) 計画工程表
- 3) 現場組織表
- 4) 指定機械
- 5) 主要船舶・機械
- 6) 主要資材
- 7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。）
- 8) 施工管理計画
- 9) 安全管理
- 10) 緊急時の体制及び対応
- 11) 交通管理
- 12) 環境対策
- 13) 現場作業環境の整備
- 14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- 15) その他

(2) 受注者は、環境省担当官が年度業務計画書の修正を求めた場合には、それに応じること。

(3) 受注者は、年度業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上、変更内容について環境省担当官の承諾を得た上で、変更した年度業務計画書を環境省担当官に提出すること。

(4) 年度業務計画書の様式については以下のとおりとする。

- 1) 電子データを電子媒体（DVD-R）で2部提出するほか次のとおりとする。
 - ① 年度業務計画書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によるものとする。
 - ② 電子納品する最終成果物の出力（ファイル綴じ） 2部
- 2) 成果物の提出の際は、電子データのウイルス対策を実施した上で提出すること。

(5) 年度業務計画書の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市栄町11-25 AXCビル6階
福島地方環境事務所 減容化施設整備課

5 平成30年度以降各年度の業務報告書の作成・提出要領

(1) 受注者は、各年度末又は工事の完成時に年度業務報告書を作成し、環境省担当官に提出して検査を受けることとする。同業務報告書は以下1)～8)の事項を参考に具体的な内容を記載すること。

なお、該当のない事項については記載しなくともよい。

- 1) 工事経過

- 2) 工事实績工程
- 3) 施工状況（出来高管理状況、品質確保状況の結果を示す概要版。）
- 4) 安全管理の実施状況
- 5) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法（集計したもの。）
- 6) 工事状況写真（主要なものの抜粋とする。）
- 7) 関係機関との協議実施状況（必要に応じて配布資料等を添付する。）
- 8) その他

(2) 年度業務報告書の様式については以下のとおりとする。

- 1) 電子データを電子媒体（DVD-R）で2部提出するほか次のとおりとする。
 - ① 年度業務報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によるものとする。
 - ② 電子納品する最終成果物の出力（ファイル綴じ） 2部
- 2) 成果物の提出の際は、電子データのウイルス対策を実施した上で提出すること。

(3) 年度業務報告書の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市栄町11-25 AXCビル6階
福島地方環境事務所 減容化施設整備課

(別添) 報告書の様式等について

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成30年2月9日閣議決定。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針210頁、表3参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針211頁、表4参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft社Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP形式又はJPEG形式

(3) (2)による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体はDVD-Rとする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びDVD-Rに必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 電子媒体の提出方法

電子媒体の提出は以下のとおりとする。

- (1) DVD-Rのラベルに直接署名又は捺印を行う。
- (2) 受注者は、電子媒体の内容の原本性を証明するために、別紙に定める様式（電子媒体納品書）に署名又は捺印の上、電子媒体と共に提出する。



ラベルの記載例

4. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別添)

電子媒体納品書

主任監督職員

殿

受注者 (住所)
(氏名)
(監理技術者 氏名)

印

下記のとおり電子媒体を納品します。

記

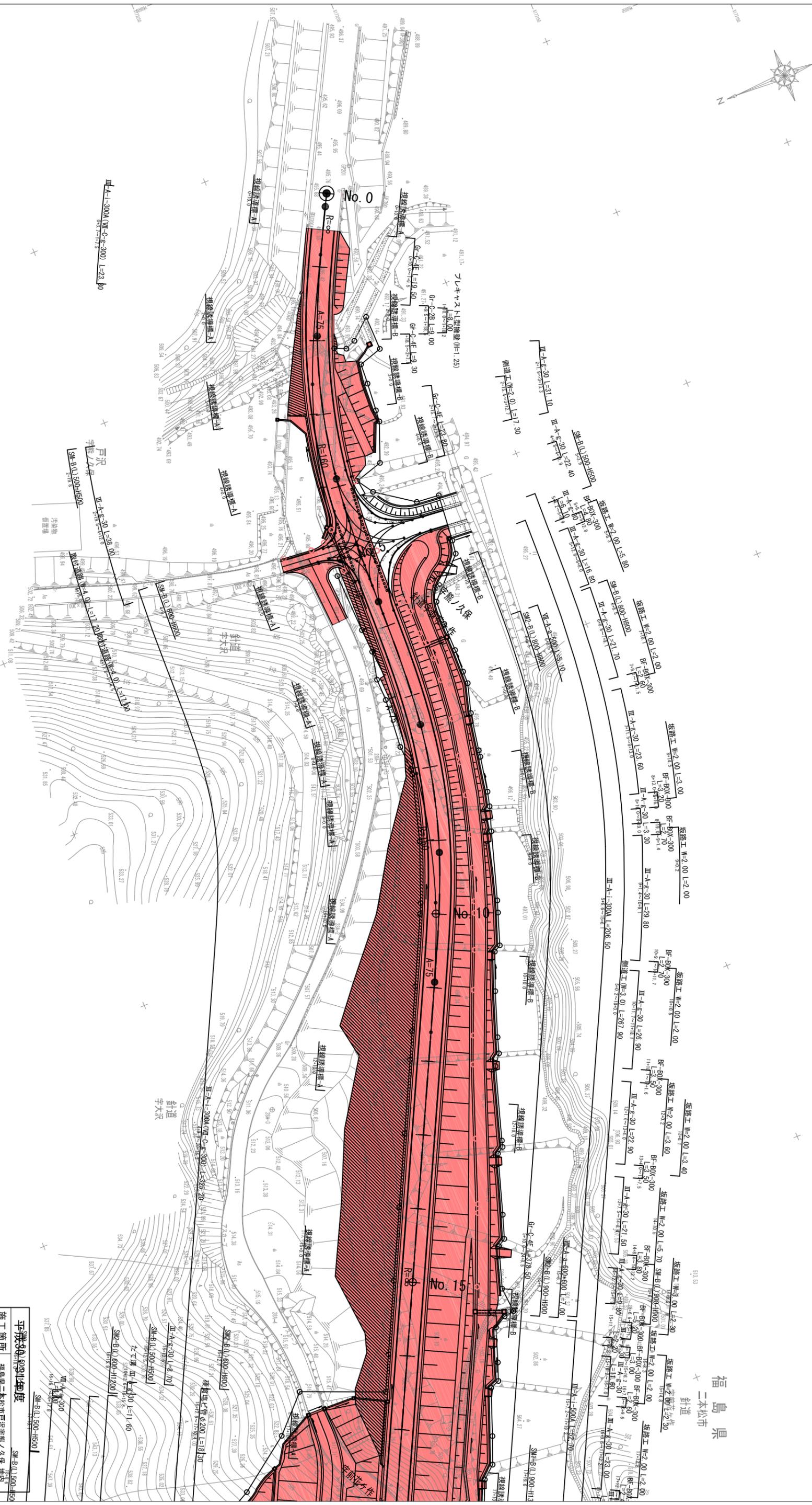
業務名					
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考

備考

線形地形図(1/2)

二本松市

福島県
二本松市



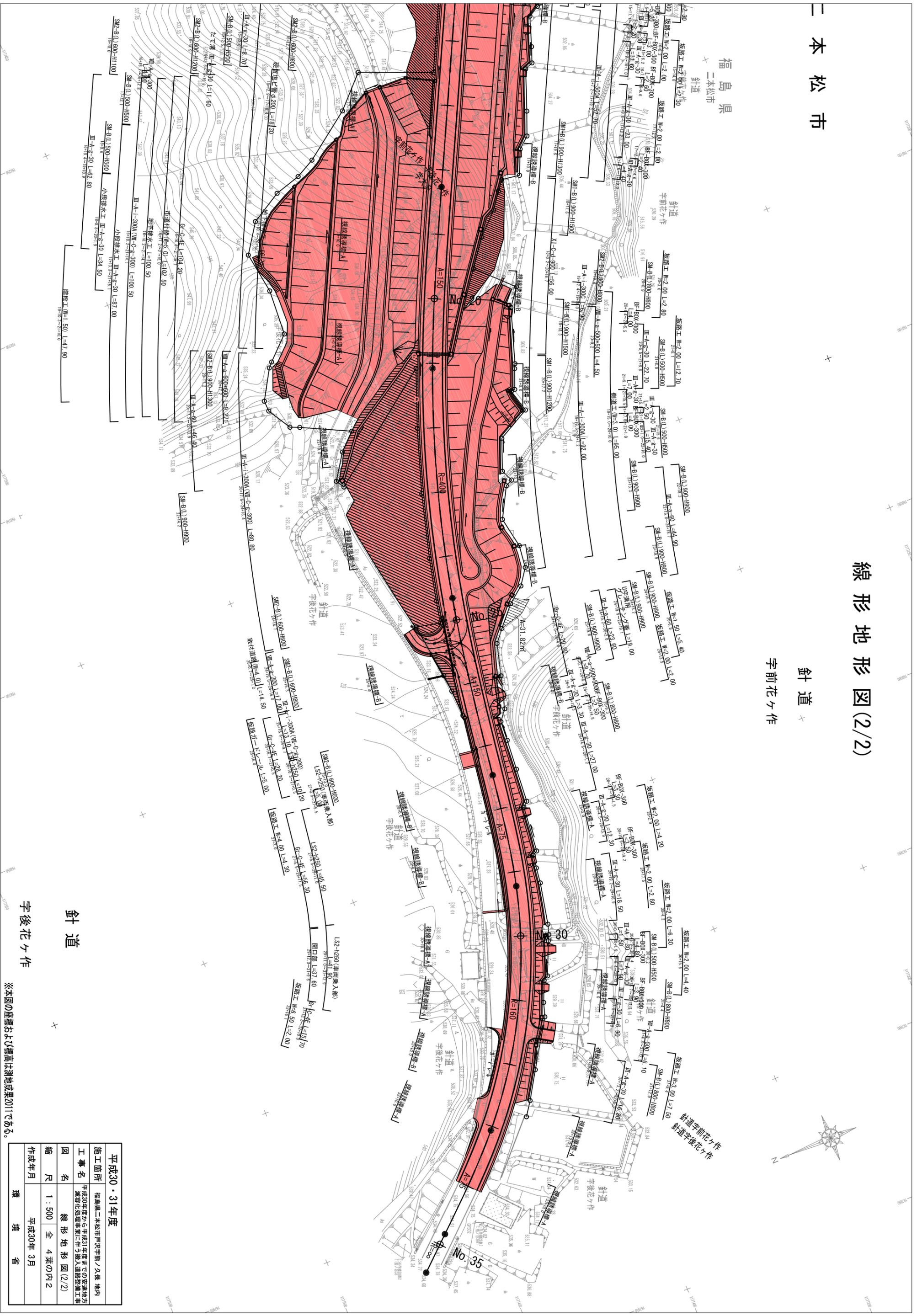
平渡50(60)年度	SM-B(L)500+H500
施工箇所	福島県二本松市戸字龍ノ久保 地内
工事名	平成30年度から平成31年度までの安速地方計画 東管化促進事業に伴う購入道路舗装工事
図名	線形地形図(1/2)
縮尺	1:500 全4葉の内1
作成年月	平成30年3月
環境省	

※本図の座標および標高は測地成果2011である。

線 形 地 形 図 (2/2)

針 道

字 前 花 ヶ 作



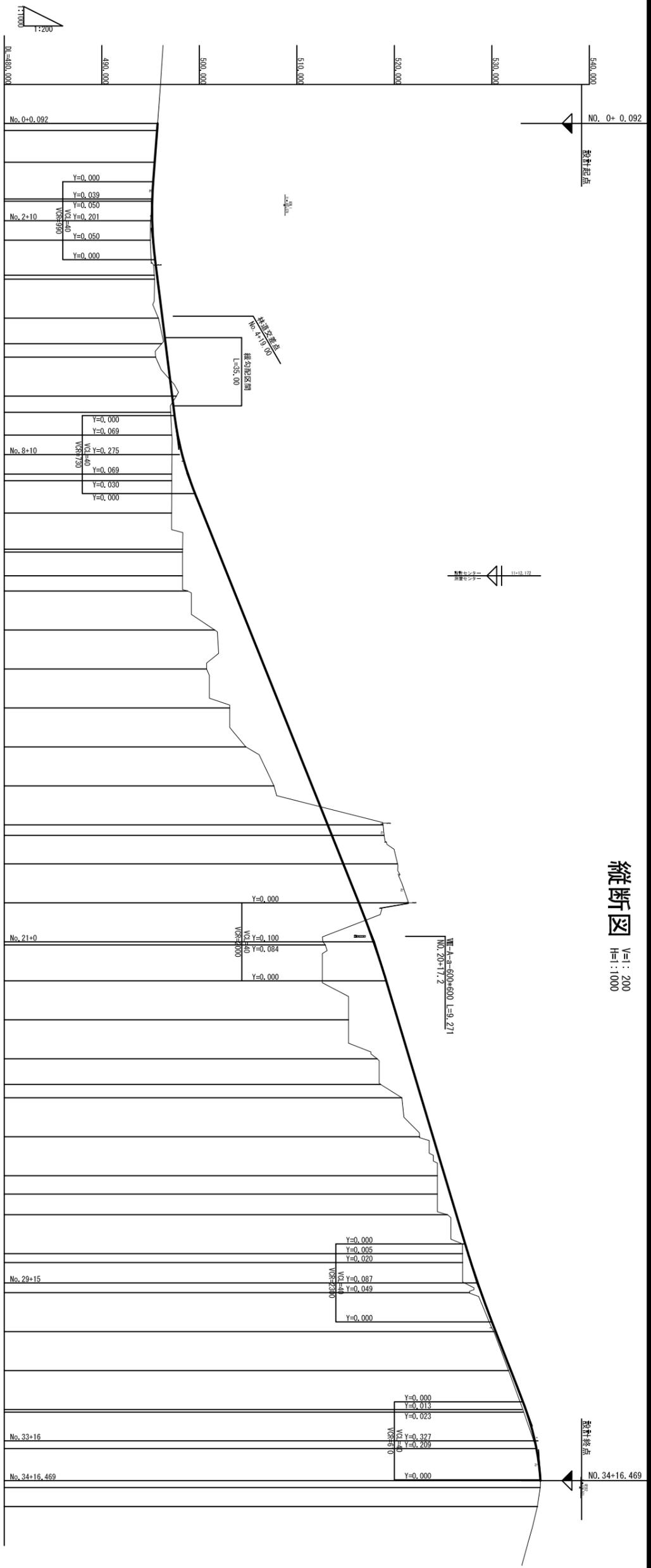
針 道

字 後 花 ヶ 作

※本図の座標および標高は測地成果2011である。

平成30・31年度	環境省
施工箇所	福島県二本松市戸沢字龍ノ久保 地内
工事名	平成30年度から平成31年度までの安達地方 森林化促進事業に伴う購入道路整備工事
図名	線形地形図(2/2)
縮尺	1:500 全4葉の内2
作成年月	平成30年3月

片 す り 寸 法	配 置 図	車 道	測 点	単 距 離	累 加 距 離	地 盤 高	計 画 高	切 土 高	盛 土 高	勾 配
2.000 NO.0 3.692			BP KA 1-1	0.000 3.600	0.092 3.692	495.727 495.671	495.727 495.672		0.001	495.727
2.000 NO.1 3.737			NO.1	16.308	20.000	495.417	495.424		0.007	494.967
2.000 NO.2 3.848			KE NO.2 1-1	18.848 1.152	38.848 40.000	495.148 495.136	495.176 495.170		0.028 0.034	494.967
2.000 NO.3 3.848			+10.000 NO.3	10.000	50.000	495.004	495.168		0.164	494.967
5.000 NO.4 3.737			KE NO.4 1-2	17.979 2.021	77.979 80.000	495.387 495.416	495.606 495.717		0.279 0.301	497.967
2.000 NO.5 3.135			NO.5	20.000	100.000	495.806	496.217	0.437	0.411	497.967
2.000 NO.6 3.135			KA NO.6 2-1	13.135	113.135	496.141	496.545		0.404	497.967
2.000 NO.7 3.135			NO.7	6.865	120.000	495.523	496.717		1.194	497.967
5.000 NO.8 3.259			KE NO.8 2-1	20.000	140.000	497.654	497.217		0.361	497.967
5.000 NO.9 3.387			+10.000 NO.9	11.709	160.000	497.174	497.786		0.612	497.967
2.000 NO.10 3.454			KE NO.10 2-2	10.000	170.000	497.198	498.242		1.044	497.967
2.000 NO.11 3.499			NO.11	10.000	180.000	497.177	498.826		1.659	497.967
2.000 NO.12 3.599			KA NO.12 2-2	3.387	183.387	497.174	499.068		1.894	497.967
2.000 NO.13 3.499			測 KA 2-2	16.613	200.000	497.159	500.367		3.208	497.967
2.000 NO.14 3.499			NO.13	18.543 1.457	218.543 220.000	498.288 498.284	501.850 501.967		3.562 3.683	497.967
2.000 NO.15 3.499			NO.14	12.172	232.172	498.284	502.941		4.657	497.967
2.000 NO.16 3.499			NO.15	7.828	240.000	498.801	503.567		4.766	497.967
2.000 NO.17 3.499			NO.16	20.000	260.000	501.579	505.167		3.588	497.967
2.000 NO.18 3.499			NO.17	20.000	280.000	500.749	506.767		6.018	497.967
2.000 NO.19 3.499			NO.18	20.000	300.000	503.113	508.367		5.254	497.967
2.000 NO.20 3.499			NO.19	20.000	320.000	504.778	509.967		5.189	497.967
2.000 NO.21 3.499			NO.20	20.000	340.000	507.655	511.567		3.912	497.967
2.000 NO.22 3.499			NO.21	20.000	360.000	518.842	513.167	5.675	5.359	497.967
2.000 NO.23 3.499			KA NO.23 3-1	5.379	365.379	518.956	513.597		5.564	497.967
2.000 NO.24 3.499			NO.24	14.621	380.000	520.331	514.767		5.080	497.967
2.000 NO.25 3.499			NO.25	20.000	400.000	521.447	516.367		5.184	497.967
2.000 NO.26 3.499			KE NO.26 3-1	20.000	420.000	512.683	517.867		5.060	497.967
2.000 NO.27 3.499			NO.27	1.629	421.629	512.920	517.900		6.547	497.967
2.000 NO.28 3.499			NO.28	18.371	440.000	512.620	519.167		5.070	497.967
2.000 NO.29 3.499			NO.29	20.000	460.000	515.297	520.367		3.324	497.967
2.000 NO.30 3.499			KE NO.30 3-2	20.000	480.000	518.243	521.567		3.768	497.967
2.000 NO.31 3.499			NO.31	13.147	493.147	518.588	522.356		1.986	497.967
2.000 NO.32 3.499			NO.32	6.853	500.000	520.781	522.767		1.379	497.967
2.000 NO.33 3.499			NO.33	20.000	520.000	522.588	523.967		0.750	497.967
2.000 NO.34 3.499			KA NO.34 4-1	20.000	540.000	524.417	525.167		1.314	497.967
2.000 NO.35 3.499			NO.35	9.397	549.397	524.417	525.731		0.914	497.967
2.000 NO.36 3.499			NO.36	10.603	560.000	525.453	526.367		0.582	497.967
2.000 NO.37 3.499			KE NO.37 4-1	20.000	580.000	526.990	527.572		0.863	497.967
2.000 NO.38 3.499			+15.000 NO.38	4.553	584.553	526.997	527.860		1.524	497.967
2.000 NO.39 3.499			NO.39	5.000	600.000	527.707	528.903		1.196	497.967
2.000 NO.40 3.499			NO.40	20.000	620.000	530.204	530.402		0.198	497.967
2.000 NO.41 3.499			NO.41	20.000	640.000	531.723	531.949		0.226	497.967
2.000 NO.42 3.499			KE NO.42 4-2	20.000	660.000	533.185	533.484		0.299	497.967
2.000 NO.43 3.499			+16.000 NO.43	1.312	661.312	533.276	533.575		0.299	497.967
2.000 NO.44 3.499			NO.44	14.688	676.000	534.295	534.408		0.113	497.967
2.000 NO.45 3.499			KA NO.45 4-2	4.000	680.000	534.572	534.574		0.002	497.967
2.000 NO.46 3.499			NO.46	16.469	696.469	534.982	534.982			497.967
2.000 NO.47 3.499			+9.747 NO.47	3.531	700.000	534.982	534.982			497.967
2.000 NO.48 3.499			NO.48	9.747	709.747	534.675				497.967



平成30・31年度	施工箇所	種島第一本線宇野駅/久保 地内
	工事名	平成30年度から平成31年度までの宇野駅地区 減容化処理事業に伴う輸入道路整備工事
	図名	縦断面図
	縮尺	V=1:200 全4葉の内3 H=1:1000
	作成年月	平成30年3月
	環境省	

標準横断図

S=1:100

設計条件

道路規格	第3種 第3級
設計速度	V=40 km/h
交通量の区分	N3交通
設計CBR	6%
凍結深	38 cm

車道部舗装構造条件

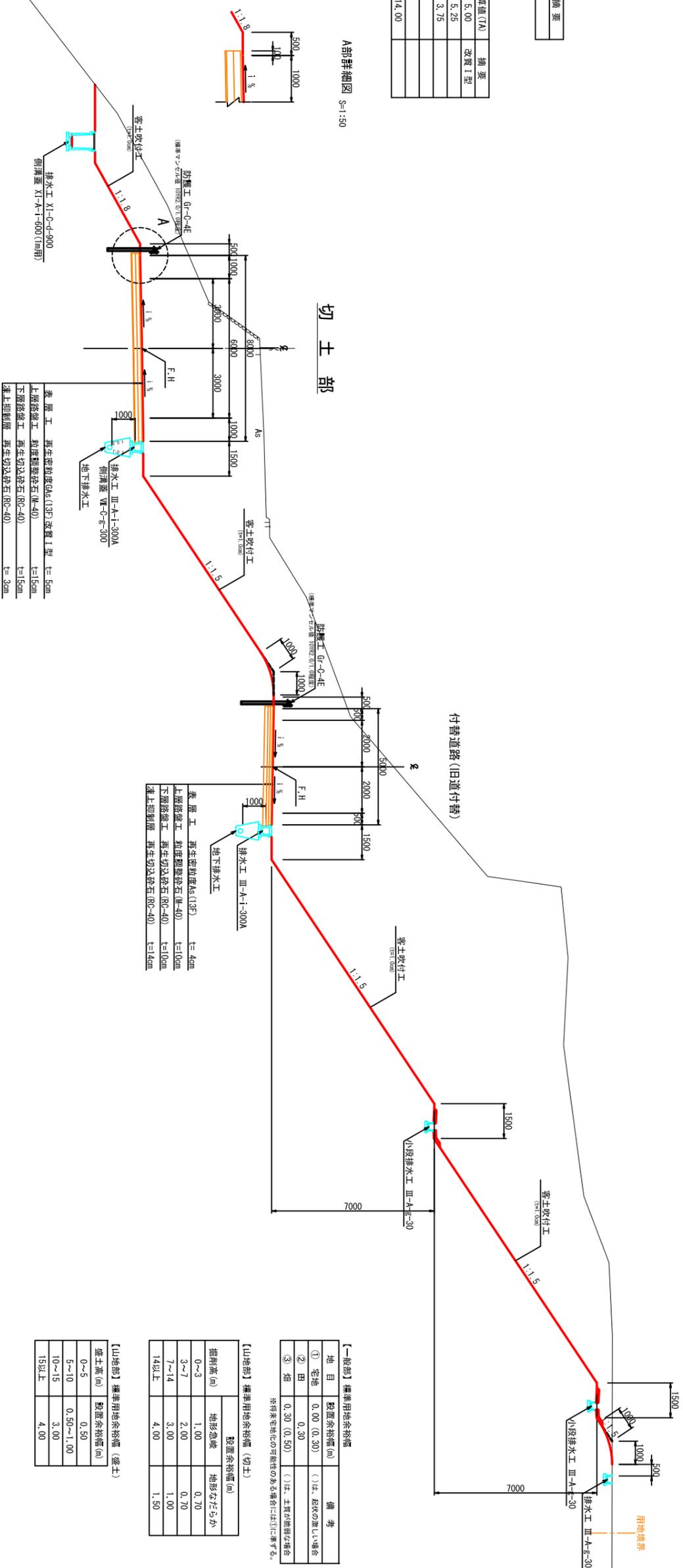
交通量の区分	設計CBR	目撃T.A	設計T.A	概要
N3交通	6%	12	14.0	

舗装構成 (車道部)

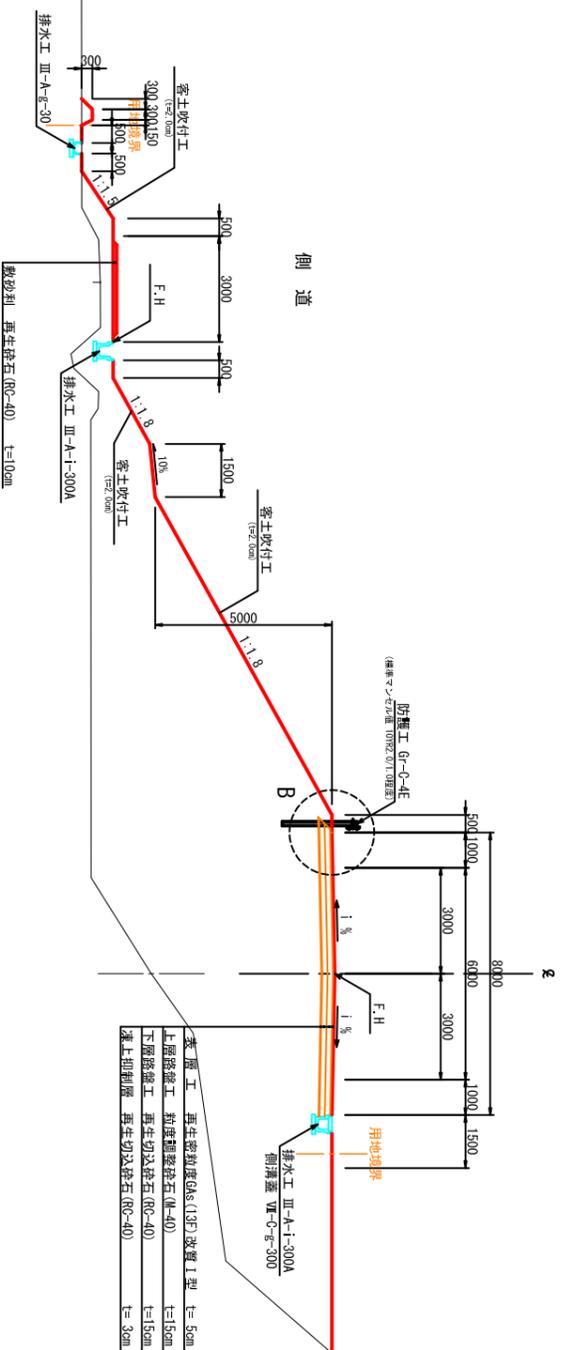
区分	材料	厚さ	等価換算係数	換算値 (A)	概要
表層工	再生密粒度Gs19F	5 cm	1.00	5.00	改質1型
上層路盤工	粗粒度砕石 M40	15 cm	0.35	5.25	
下層路盤工	再生砕石 RC40	15 cm	0.25	3.75	
凍上抑制層	再生砕石 RC40	3 cm			
合計				14.00	

A部詳細図 S=1:50

切土部



盛土部



B部詳細図 S=1:50

【一般部】標準用地余裕幅

地目	設置余裕幅 (m)	備考
① 宅地	0.00 (0.30)	()は、起伏の激しい場合
② 田	0.30	()は、土質が硬軟な場合
③ 畑	0.30 (0.50)	()は、土質が硬軟な場合

※付帯空地化の可能性のある場合は()は()に準ずる。

【山地部】標準用地余裕幅 (切土)

掘削高 (m)	地形急峻	地形なだらか
0~3	1.00	0.70
3~7	2.00	0.70
7~14	3.00	1.00
14以上	4.00	1.50

【山地部】標準用地余裕幅 (盛土)

盛土高 (m)	設置余裕幅 (m)
0~5	0.50
5~10	0.50~1.00
10~15	3.00
15以上	4.00

平成30・31年度

施工箇所	福島県二本松市戸沢字熊ノ久保 地内
工事名	平成30年度から平成31年度までの安達地方 凍害化処理事業に伴う舗装工事
図名	標準横断図
縮尺	図示 全4葉の内4
作成年月	平成30年 3月
環境省	

数量総括表

件名：平成30年度から平成31年度までの安達地方減容化処理事業に伴う搬入道路整備工事

環境省 福島地方環境事務所

数量総括表

件名 平成30年度から平成31年度までの安達地方減容化処理事業に伴う搬入道路整備工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	適用
道路改良工事		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工		式		1		
バックホ掘削積込	土砂	m3		28,800		
ダンプトラック運搬	土砂 0.3km以下	m3		28,840		
路体盛土工		式		1		
土の敷均・締固	路体 1.0m \leq W<2.5m	m3		240		
土の敷均・締固	路体 2.5m \leq W<4.0m	m3		350		
土の敷均・締固(W \geq 4.0m)	路体 21t \geq ルト \geq ギ	m3		18,700		
土材料	購入土	m3		1,200		
路床盛土工		式		1		
土の敷均・締固	路床 1.0m \leq W<2.5m	m3		30		
土の敷均・締固	路床 2.5m \leq W<4.0m	m3		60		
土の敷均・締固	路床 W \geq 4.0m	m3		4,300		
土材料	購入土	m3		4,800		
路外盛土工		式		1		
路肩盛土	路体 W<1.0m	m3		90		
土の敷均・締固	路体 1.0m \leq W<2.5m	m3		240		
畦畔盛土		m3		70		
平場盛土	土砂	m3		8,100		
法面整形工		式		1		
法面整形(切土部)	土砂	m2		3,400		
法面整形(盛土部)	土砂	m2		4,200		
法面工		式		1		
植生工		式		1		
切土法面	客土吹付工 1cm	m2		3,350		
盛土法面	種子散布工	m2		4,190		
擁壁工		式		1		

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	適 用
作業土工		式		1		
バックホウ床掘	土砂	m3		20		
基面整正		m2		10		
埋戻工D	標準	m3		20		
プレキャスト擁壁工		式		1		
プレキャスト擁壁設置工	VII Aa1250H=1250mmL=2000mm	m		8		
舗装工		式		1		
アスファルト舗装工(本線)		式		1		
下層路盤工(車道) t=180mm 1層	再生骨材クラッシュ RC-40	m2		5,900		
上層路盤工(車道) t=150mm 1層	粒度調整碎石 M-40 40~0mm	m2		5,900		
表層工	厚50mm 密粒度アスコン 改質1 型密粒度13F	m2		5,800		
アスファルト舗装工(付替道路)		式		1		
下層路盤工(車道) t=240mm 2層	再生骨材クラッシュ RC-40	m2		490		
上層路盤工(車道) t=100mm 1層	粒度調整碎石 M-40 40~0mm	m2		490		
表層工	厚40mm 密粒度アスコン 密 粒度13F	m2		490		
碎石舗装		式		1		
側道 敷砂利	t=100mm RC-40	m3		134		
排水構造物工		式		1		
作業土工		式		1		
バックホウ床掘	土砂	m3		1,460		
基面整正		m2		1,110		
埋戻工D	標準	m3		720		
ダンプトラック運搬	土砂 0.3km以下	m3		590		
側溝工		式		1		
L形側溝据付	LS2-h250 705*370 L=2000mm	m		101		
U型側溝	III Ag30 A300*H200 L=2,000mm	m		528		
U型側溝	III Aa60 600*600 L=600mm	m		115		
U型側溝	III Ai300A a300*c300 L=2,000mm	m		842		
U型側溝	III Ai300C a300*c500 L=2,000mm	m		7		
U型側溝	III Ai500A a500*c500 L=2,000mm	m		53		

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	適 用
自由勾配側溝	X I -C-d-900 L=2,000mm	m		56		
U型側溝蓋版	III Ai 300A L=500 コンクリート蓋T-25	枚		978		
U型側溝蓋版	300用 L=500mm グレチンク ^レ 蓋T-25	枚		109		
自由勾配側溝蓋版	VII -C-f-600 L=500 グレチンク ^レ 蓋歩道用	枚		112		
管(函)渠工		式		1		
管(函)渠型側溝据付	パンチボックス300型	m		66		
管(函)渠型側溝据付	据付 VII-A-b-300CSBIV型	m		21		
管(函)渠型側溝据付	据付 VII-A-b-500CSBIV型	m		26		
管(函)渠型側溝据付	VIII Aa 600*600*2000	m		16		
集水樹工		式		1		
集水樹 据付	SM-B500-L500-H500	基		8		
集水樹 据付	SM-B600-L600-H600	基		4		
集水樹 据付	SM-B600-L600-H800	基		1		
集水樹 据付	SM-B600-L600-H1100	基		1		
集水樹 据付	SM-B600-L600-H1200	基		1		
集水樹 据付	SM-B800-L800-H800	基		7		
集水樹 据付	SM-B900-L900-H900	基		8		
集水樹 据付	SM-B900-L900-H1200	基		1		
集水樹 据付	SM-B900-L900-H1300	基		2		
集水樹 据付	SM-B900-L900-H1500	基		2		
集水樹蓋版	SM-B900-L900用 グレチンク ^レ 蓋T-2	枚		4		
集水樹蓋版	SM-B600-L600用 グレチンク ^レ 蓋T-25	枚		6		
集水樹蓋版	SM-B800-L800用 グレチンク ^レ 蓋T-25	枚		2		
集水樹蓋版	SM-B900-L900用 グレチンク ^レ 蓋T-25	枚		2		
地下排水工		式		1		
暗渠排水管	φ150mm 有孔管	m		349		
地下排水	φ200mm 有孔管	m		167		
地下排水	φ200mm 無孔管	m		18		
排水工		式		1		
小段排水	III Ag30 A300*H200 L=2,000mm	m		122		

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	適 用
縦排水	III Ag30A300*H200 L=2,000mm	m		12		
縦排水	継手コンクリート Aタイプ+Bタイプ	箇所		1		
縦排水蓋版	VII-C-d-30 L=600 コンクリート蓋	枚		4		
防護柵工		式		1		
路側防護柵工		式		1		
路側防護柵設置工	Gr-C-4E	m		665		
路側防護柵設置工	Gr-C-2B プレキャスト基礎	m		9		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
区画線設置	ペイント式溶剤型 破線・15cm 加熱 白	m		670		
区画線設置	ペイント式溶剤型 実線・15cm 常温 白	m		1,390		
区画線設置	溶融式手動 破線・45cm 白	m		86		
区画線設置	溶融式手動 実線・30cm 白	m		4		
道路付属施設工		式		1		
道路付属物工		式		1		
視線誘導標	土中立込式	本		25		
視線誘導標	防護柵取付式	本		20		
道路付属物設置工(車線 分離標(ラバーボール)設置)	固定式(貼付式) 高さ 650mm	本		5		
階段工		式		1		
コンクリート擬木設置工		m		48		
境界工		式		1		
用地境界杭	標準	箇所		227		
構造物撤去工		式		1		
防護柵撤去工		式		1		
路側防護柵撤去工	Gr-C-4E	m		98		
構造物取壊工		式		1		
舗装版切断 アスファルト舗装版	t=5cm	m		58		
構造物とりこわし	無筋構造物	m3		52		
舗装版破砕 パック材直接掘削・積込	t=5cm	m2		215		
運搬工		式		1		

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	適 用
泥水運搬工	片道60.0km以下	m3		0.4		
ダンプトラック(10t積級)運搬 (Co殻)	無筋コンクリート 22.5km以下	m3		52		
ダンプ 運搬 舗装版 BH0.45m3直接積込	片道22.0km以下 DID無 As 塊	m3		11		
仮設工		式		1		
準備工		式		1		
伐木・除根	粗	m2		6,350		
運搬工		式		1		
運搬費 10t 片道 一般貨物	片道60km以下 伐根物等	t		10		
仮設防護柵		式		1		
仮設防護施設工	H4.0m W1.5m 山留め材 300H	m		116		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員B		人		100		
処分費		式		1		
中間処理	舗装版切断作業時の汚泥	t		0.6		
中間処分	コンクリート塊 無筋	t		123		
中間処分	アスファルト塊	t		25		
中間処分	伐根物等	t		10		
中間処分	廃プラスチック	m3		4		
直接工事費		式		1		
共通仮設費計		式		1		
共通仮設費(積上分計)		式		1		
運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) プラ ド-サ* 20t級以上21t級以下	回		2		
仮設材運搬 製品L≤12m	片道90km 往復 仙台	t		73		
仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆 工板、敷鉄板等)	積み込み・取卸し2回	t		73		
技術管理費		式		1		
年度業務計画書・報告書作成費		現場		1		
工事完成図書作成費		現場		1		
現場CBR試験		箇所		6		
共通仮設費(率分)		式		1		

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	適 用
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
一般管理費等計		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費		式		1		

平成30年度から平成31年度までの安達地方減容化処理事業に伴う搬入道路整備工事 現場説明書

1 起点付近より西方向

左側が安達地方減容化処理事業の工事現場となっている。本工事と工事範囲の重複があるため、調整が必要である。



2 測点NO. 10付近より起点方向

右側に安達地方減容化処理事業の仮設調整池が見えるが、平成30年5月頃までに復旧される見込みである。



3 測点NO. 10付近より西方向

現道県道は1車線道路となっている。左側の凹地が道路新設の予定地であり、用地買収は完了している。

道路区域より左側は民地（田畑）があるが休耕田となっており、本工事の施工期間中は営農の予定はない。



4 測点NO. 16付近より西方向

右側の凸地は掘削工、左側の凹地は盛土工となる。既存のガードレールは撤去となる。



5 測点NO. 20付近より西方向

右側にブルーシートが見えるが二本松市の除染土の仮置場となっている。工事期間中は撤去されないことに留意が必要である。



6 測点NO. 24付近より東方向

現道県道の擁壁があるが、一部撤去となる。



7 測点NO. 26付近より西方向

左側に電柱が見えるが、支障移転の対象となる電柱である。平成31年3月に移転完了の見込みである。



8 測点NO. 35付近から東方向

右側に水田があり、工事期間中に稲作する予定がある。

